

前 子 施

令和3年5月17日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍

(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う幼児教育・保育の対応について（通知）

平素から本市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、報道等でご承知のとおり、群馬県はさらなる感染拡大を防ぐために、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用を受け、令和3年5月16日（月）から6月13日（日）まで、前橋市を措置区域に指定しました。

なお、措置適用後の本市の保育関係施設の利用に関しては、引き続き施設において感染防止対策を徹底しながら、通常保育を行うことで変更ありません。

しかしながら、地域でのまん延を防止し、医療提供体制のひっ迫等を防ぐことが最重要となりますので、保護者の皆様におかれましては、下記の内容についてご留意いただき、引き続き新型コロナウイルス感染症対策についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(子育て施設課施設管理係・施設指導係)

記

1 園内での感染拡大防止のために、各ご家庭に協力いただきたい事項

(1) 園児本人に発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合は、登園をお控えください。なお、登園自粛の目安は、症状が消失または主治医から登園許可が出るまでとなります。

(2) 園児の同居家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、可能な範囲で園児の登園を控えていただくようご協力をお願いします。

※(1)及び(2)に関して、発熱や呼吸器症状等が新型コロナウイルスによるものではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。なお、症状等で心配がある場合は、主治医と相談したうえで、在籍する施設にご相談ください。

- (3) 児童ご本人や保護者、または同居家族等が濃厚接触者と認定されたり、PCR検査を受検した場合は、速やかに在籍する施設に連絡するとともに、安全が確認されるまでは、登園を見合わせていただくようお願いします。
- (4) その他、登園停止等の取り扱い等につきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症に関わる登園停止等と臨時休園の対応について」の内容をご確認ください。

2 自治体における新型コロナウイルス感染症情報（参考）

- ・ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイト（群馬県）

<https://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（前橋市）

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/index.html

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課

施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706